平成２４年（フ）第８８６号
大阪市港区弁天２丁目14番13―405号
債務者　木元　宏幸
1　決定年月日時　平成24年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１０８６号
大阪市東成区大今里２丁目９－５　大宝新深江ＣＴサンコート215号室、住民票上の住所大阪市城東区東中浜３丁目２番24号
債務者　若林　克典
1　決定年月日時　平成24年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１２６９号
大阪府豊中市曽根西町２丁目４番30―201号、事業所所在地大阪府豊中市曽根東町２丁目12番５号
債務者　ブルズ・キッチンこと　西村　直記
1　決定年月日時　平成24年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１４０１号
大阪市淀川区東三国２丁目17番18号
債務者　研文社印刷こと　長岡　勝也
1　決定年月日時　平成24年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１４３０号
大阪府枚方市牧野本町２丁目11番９号
債務者　リ・メイク・ワンこと　佐藤　成友
1　決定年月日時　平成24年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１４３３号
大阪府摂津市新在家１丁目14番34―403号
債務者　葛西　茜（旧姓山中）
1　決定年月日時　平成24年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１４４２号
大阪市城東区今福南２丁目23番10号　オーシャン蒲生502
債務者　奥村　保
1　決定年月日時　平成24年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１４５１号
大阪府寝屋川市香里北之町24番17号、事業所所在地大阪市中央区東心斎橋２－３―20―12
債務者　南風酒膳庵こと　中村　康志
1　決定年月日時　平成24年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１４６６号
大阪市淀川区木川西１丁目５番16―409号
債務者　宮本　國治
1　決定年月日時　平成24年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１４８４号
大阪市福島区大開４丁目１番12―1016号
債務者　荒田　利明
1　決定年月日時　平成24年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１８９４号
大阪府大阪市平野区平野南１丁目５番25―205号
債務者　藤澤　尚和
1　決定年月日時　平成24年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１９７９号
大阪府大東市寺川１丁目８番1101号
債務者　北村美智子
1　決定年月日時　平成24年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１９８０号
大阪市平野区瓜破西１丁目10番１―704号
債務者　堀池　一夫
1　決定年月日時　平成24年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２０３８号
大阪府摂津市千里丘２丁目15番５―216号
債務者　永井　透
1　決定年月日時　平成24年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２１７５号
大阪府高槻市登町43番１号
債務者　山川　康子
1　決定年月日時　平成24年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２１７６号
大阪府高槻市牧田町５番43―206号
債務者　菊池　京介
1　決定年月日時　平成24年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２１７７号
大阪府高槻市牧田町５番43―206号
債務者　菊池　美和
1　決定年月日時　平成24年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２１８０号
大阪府池田市神田３丁目13番25号
債務者　宮本　早苗
1　決定年月日時　平成24年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部